

日本労働  
同盟セメント労働組合門司支部規約

第一章 總則

- 第一條 本支部ハセメント労働組合門司支部ト稱シ日本労働同盟  
セメント労働組合本部ヲ東京ニ置ク
- 第二條 本支部ハセメント産業ニ従事スル労働者又ハ最寄ノ労働者ヲ以  
ツテ組織ス
- 第三條 本支部ヲ門司市ニ置ク

第二章 目的及事業

- 第四條 本支部ハ日本労働同盟ノ綱領ヲ依リシテ宣言又ハ主張ヲ貫徹  
スルヲ以テ目的トス
- 第五條 本支部ハ前條ノ目的ヲ達成スルためニ部門ヲ置ク  
（一）組織部 （二）争議部 （三）政治部 （四）職業紹介部  
（五）調査部 （六）教育出版部 （七）青年前衛隊
- 第六條 各部門ノ細則ハ別ニ之ヲ定ム

第三章 機關

- 第七條 本支部ハ機關ヲ別ケテ左ノ二種トス  
一 大會  
ニ 執行委員會
- 第八條 大會ハ本支部ノ最高決議機關ニシテ毎年一回定期ニ  
執行委員會之ヲ召集シ重要事項ヲ審議決定ス
- 第九條 大會ハ支部全員ヲ以テ構成シ議長ハ支部長ヲ以テ  
之ニ任ス